

## 茨城県まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 本県のまち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に推進していくため、住民代表や産業界・大学・金融機関・労働団体・報道機関等で構成する「茨城県まち・ひと・しごと創生会議」(以下、「創生会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 創生会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 茨城県人口ビジョンの策定及び進行管理に関すること
- (2) 茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理に関すること
- (3) その他本県のまち・ひと・しごと創生に関すること

### (組織)

第3条 創生会議の委員は、住民代表・産業界・大学・金融機関・労働団体・報道機関の関係者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第4条 創生会議には、委員の互選により座長を置き、座長は会務を総理する。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 創生会議の会議(以下、「会議」という。)は、知事が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

### (研究部会)

第6条 創生会議に、特定の事項に係る調査研究のため、必要に応じ、研究部会を置くことができる。

2 研究部会の設置、構成及び運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

### (委員以外の者からの意見の聴取)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 創生会議の庶務は、地方創生室において行う。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営その他について必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年12月19日から施行する。